

土砂災害の危険はありませんか？

住宅移転・補強を支援します



©2014 大阪府もずやん

土砂災害特別警戒区域内の家屋移転・補強に対する補助制度について

うちは対象なの？

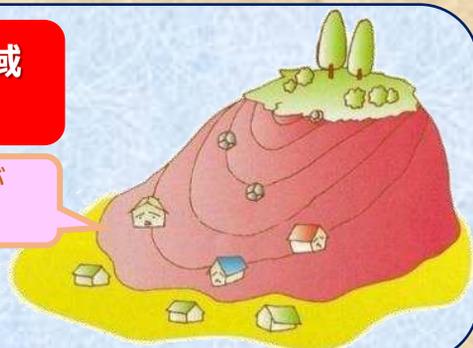
土砂災害特別警戒区域
(レッドゾーン)

★土砂災害特別警戒区域が指定される以前に建築された家屋が対象です。

★移転先の条件については、お住まいの市町村にご確認ください。

★移転先が危険な住宅でない必要があります。

特別警戒区域内の建物が
補助対象です。



どんな補助があるの？

※お住まいの市町村によって、補助額が異なる場合があります。

移転 ～土砂災害の危険からの避難(移転)～

住宅の撤去にかかる費用(除却等費)

・危険住宅の除却に要する費用： m^2 当たりの限度額×延べ床面積
(令和6年度の限度額) **木造住宅:3.2万円/ m^2 非木造住宅:4.6万円/ m^2**
 m^2 当たりの限度額は、住宅局標準建設費等通知に基づき毎年度変更されます。
最新の限度額は、大阪府のホームページでご確認ください。



大阪府 移転補助 [検索](#)

・その他除却等に要する費用
(動産移転費等): **97.5万円**



住宅の移転にかかる費用(建物助成費)

危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用のうち
ローンに対する利子に相当する額の補助を受けることができます。
最大421万円(建物325万円、土地96万円)



補強 ～土砂災害の危険から住宅を守る～

住宅の補強及び土砂災害対策施設の設計・工事にかかる費用

補強擁壁などの土砂災害から住宅を守る施設が対象になります。



設計にかかる費用

・対象費用(補強設計費用)の23%
1棟あたり 最大15.4万円(設計費限度額:67.2万円)

工事にかかる費用

・対象費用(補強工事費用)の23%
1棟あたり 最大77.2万円(工事費限度額:336万円)



土砂災害特別警戒区域とは？

大雨の際に避難行動をとる必要がある場所であることに加え、土砂災害により、**建築物に損壊が発生し、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域**を指します。指定されると**宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発が許可制**となることや土砂災害による衝撃等に対し、**建築物の構造が安全かどうか、建築確認が必要**となります。



大阪府内の土砂災害特別警戒区域の指定状況は以下のホームページをご確認ください。
https://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d_sitei.html

お問い合わせ・ご相談

現在お住まいの市町村・最寄りの土木事務所・大阪府都市整備部
 河川室河川環境課へご相談ください。



©2014 大阪府もずん



<市町村窓口一覧> ★ホームページからも確認できます
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/kikenjuutaku/index.html>

市町村名	既存家屋の 移転・補強	既存家屋の 補強	担当課・お問い合わせ先
豊中市	○	○	都市経営部 危機管理課 06-6858-2098
池田市	○	○	都市整備部 土木管理課 072-752-6273
箕面市	○		みどりまちづくり部 水防・土砂災害対策推進室 072-724-6767
豊能町	○	○	都市建設部 建設課 072-739-3423
能勢町	○	○	産業建設部 地域整備課 072-734-1726
吹田市	○	○	都市計画部 開発審査室 06-6384-1975
高槻市	○	○	都市創造部 下水河川企画課 072-674-7432
茨木市	○	○	建設部 下水道施設課 072-620-1667
島本町	○	○	都市創造部 都市整備課 075-962-2848(内線272)
枚方市	○	○	土木部 土木政策課 050-7102-6505
寝屋川市	○		都市基盤整備部 審査指導課 072-825-2798
大東市	○		都市整備部 開発指導課 072-872-2181
四條畷市	○		都市整備部 都市政策課 072-877-2121
交野市	○	○	都市まちづくり部 都市まちづくり課 072-892-0121
八尾市	○	○	都市整備部 土木管財課 072-924-8552
柏原市	○	○	都市デザイン部 都市政策課 072-972-1597
東大阪市	○		土木部 河川課 06-4309-3263
富田林市	○	○	産業まちづくり部 農業創造課 0721-25-1000
河内長野市	○	○	都市づくり部 公園河川課 0721-53-1111
羽曳野市	○	○	下水道部 下水道建設課 計画担当 072-958-1111
大阪狭山市	○	○	まちづくり推進部 都市政策グループ 072-366-0011
太子町	○	○	まちづくり推進部 地域整備課 0721-98-5523
河南町	○	○	まち創造部 地域整備課 0721-93-2500(内線251・252)
千早赤阪村	○	○	移転補助:村政戦略部 危機管理課 0721-26-7238 補強補助:産業建設部 施設整備課 0721-26-7138
堺市	○	○	開発調整部 建築防災推進課 072-228-7482
和泉市	○	○	都市デザイン部 都市整備室 0725-99-8138
岸和田市	○		建設部 水とみどり課 072-423-2370
貝塚市	○		都市整備部 道路整備課 072-433-7342
泉佐野市	○		都市整備部 都市計画課 072-447-8124
泉南市	○	○	都市整備部 審査指導課 072-447-9015
阪南市	○		都市整備部 都市整備課 072-489-4535
熊取町	○		都市整備部 下水道河川課 072-452-6403
岬町	○		都市整備部 土木課 072-492-2744

【本リーフレットに関すること】

大阪府都市整備部河川室河川環境課砂防グループ 06-6941-0351

令和6年9月